

# 金光教四国教区信徒会規約

(名 称)

第1条 この会は、金光教四国教区信徒会と称する。

(事 務 所)

第2条 この会は、事務所を金光教四国教務センター内に置く。

(組 織)

第3条 この会は、四国教区(以下教区と称する)内の各教会連合会信徒部(以下地区信徒部と称する)を持って構成する。

(目 的)

第4条 この会は、本教の目的に基づき、連帯して教区活動を担い各地区信徒部の互助連絡、親睦及び信心共励等をはかる。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く

委 員 長	1人
副委員長	4人以内
監 事	2人

(役員を選出)

第6条 委員は各教会連合会信徒部から選出し、その定数は細則において、これを定める。

2. 委員長は、委員の互選によって選出する。

3. 副委員長は委員のうちから委員長が選出する。

4. 監事は、信徒のうちから委員会の議を経て、委員長が選任する。

5. 第1項の定めのほか、必要に応じて委員長は委員総会の議を経て、信徒のうちから委員を選任することが出来るものとする。

(役員の任期)

第7条 役員の前任期は3年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠役員の前任期は前任者の前任期間とする。

2. 役員は、前任期満了後も後任者が就任するまで前任期間とする。

(全国信徒会の委員及び常任委員の選出)

第8条 委員長は、委員のうちから全国信徒会の委員及び常任委員を選出する。

(職務権限)

第9条 委員長は、この会を代表し会務を総理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故が起きたときは、委員長指名の副委員長がその職務を代行する。

3. 監事は、財務を監査する。監事は委員会に出席し発言することが出来る。但し議決には加わらない。

(委員総会)

第10条 委員総会は毎年1回委員長が招集し、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の決定、その他この会の運営に関する重要な事項等、会務の総てを審議決定する。

2. 委員総会は、委員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。

3. その他必要に応じて委員長は、臨時総会を招集することが出来る。

(経 費)

第11条 この会の経費は、各教会連合会信徒部からの拠出金(分担金)及びその他の収入をもって充てる。

2. 1項の拠出金(分担金)の金額、拠出方法については、委員総会の議を経て定める。

(予 算)

第12条 この会の歳入及び歳出は、毎年度予算をもって定める。

(決 算)

第13条 この会は、毎年度末に決算を行い、その後2ヵ月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けて後、委員総会に提出してその承認を受けなければならない。

(会計年度)

第14条 この会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第15条 この会に、顧問及び相談役を置くことが出来る。

2. 顧問には四国教務センター所長を推戴する。

3. 相談役は、教区内の金光教教団会教師議員に委嘱する。このほか委員長が四国教区信徒会役員経験者のうちから推薦し委員総会の議を経てこれを定める。

(会務等の報告)

第16条 この会の主要な計画及び行事実施状況並びに予算決算等は、四国教務センター及び全国信徒会に報告しなければならない。

2. 委員長及び副委員長が選任されたとき、及び全国信徒会委員並びに常任委員を選出した時は、委員長がその氏名を四国教務センター及び全国信徒会に報告するものとする。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更しようとするときは、委員総会の議を経て四国教務センター所長の承認を得なければならない。

2. 変更した規約は、委員長が全国信徒会に報告するものとする。

(施行細則)

第18条 この規約を施行するために必要な細則は、委員総会の議を経て、委員長がこれを定める。

(附 則)

この規約は、平成11年1月24日から施行する。

## 細則

第1条 金光教四国教区信徒会規約(以下規約という)第4条の目的を達成するため、規約第9条の職務を次の部制により遂行する。

総務経理部 庶務全般・文書連絡・会計・予算・決算

運 営 部 事業計画・各行事の準備及び実施・青少年活動への連携と協力

女 性 部 女性集会等の企画、運営

第2条 規約第6条による委員の定数は次の通りとする。

香川県 3人

徳島県 3人

高知県 2人

愛媛県 東予 3人

中予 3人

南予 3人

小計 17人

委員長の推薦による委員 3名以内とする。

第3条 役員会議は必要に応じて委員長が招集し、当面する諸事情を審議する。

会議の構成は正副委員長・各部長・監事とする。

第4条 この会は次の通り弔慰金を定める。

教務センター所長

教会連合会長

教区役員、相談役 一律5000円とする。

第5条 細則の改廃については、役員会で審議決定する。

附則 この細則の施行は平成17年1月1日よりとする。

# 金光教四国教区信徒会協力会規則

(名称)

第1条 この会は金光教四国教区信徒会協力会と称する。(以下協力会という)

(事務所)

第2条 協力会の事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 協力会は、信徒会活動を円滑ならしめるために、協力するものとする。

(会員)

第4条 会員は、金光教四国教区信徒会教区委員、監事、委員 OB の有志および本会の趣旨に賛同するものとする。

(役員)

第5条 協力会に次の役員をおく。

会 長	1 名
会 計	1 名
運営委員	若干名

会長は、金光教四国教区信徒会教区委員の推薦により選任さてるものとする。

他の役員は、会長の指名によるものとする。

(会費および寄付金)

第6条 1 会費は 1 ヶ月 1 口 500 円とし、何口にても 自由とする。

納入は 3 ヶ月半年または 1 ヶ年前納とする。

2 個人または法人による臨時献納金は寄付金とし受納する。

(会計報告)

第7条 会長は、毎年会計報告を行う。

附則 本規約は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は平成 15 年 1 月 13 日より改正、施行する。